

農家の皆様へ

米の全量全袋検査及び搬入手数料について

平成28年産米についても、米の全量全袋検査を行いますので、出荷用米、飯米、保有米、縁故米、くず米等、全ての米を検査するようにして下さい。

全量全袋検査を受け、スクリーニングレベル(50Bq/kg)以下であれば、検査済みラベルが貼り付けられ、順次、出荷・販売、保有米・縁故米等として利用することが出来ます。

検査を受けていない米については、出荷、縁故米等として利用することができませんので、必ず全ての米の検査を受けるようにして下さい。

また、個人搬入により検査を受けた場合は、手数料として1袋当たり片道110円をお支払いいたします。

搬入手数料の支払については、適正に支払いを行うため、大玉村地域農業再生協議会より生産者の方(バーコードラベルに印刷されている生産者)へ、まとめてお支払いいたしますので、生産者以外の方が搬入された場合には、お手数でも生産者から実際に搬入された方へ、それぞれお支払い頂きますようお願いいたします。

記

- 全ての米について、必ず全量全袋検査を受けて下さい。
- 全量全袋検査を受けていない米については、出荷、販売、縁故米等として利用することができません。
- 検査を受けてスクリーニングレベル(50Bq/kg)以下であれば、検査済みラベルが貼り付けられ、順次、出荷、販売、飯米、縁故米等として利用することができます。スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超えると、県の詳細検査を受けることとなります。
- 保有米等、個人で検査場へ持ち込み、検査を受けた方につきましては、1袋当たり片道110円の手数料をお支払いいたします。
- 上記手数料については、個人搬入された数量を生産者ごとに取りまとめ、村農業再生協議会から生産者の方へ、まとめてお支払いいたします。
その後、生産者から実際に搬入された方へお支払い頂きますようお願いいたします。
- 個人搬入が出来ない方につきましては、役場 産業課までご連絡ください。

【問い合わせ】

大玉村役場 産業建設部 産業課 農業振興係

Tel 24-8106 (直通)

米の全量全袋検査に伴う検査場の閉鎖について

平成28年産米についても全量全袋検査を必ず行って下さい。

米の全量全袋検査を受けていない米については、出荷・譲渡等の流通は出来ません。

全量全袋検査は県下一斉に取り組んでいる事業で、県産米の安全・安心を全国に発信し、風評被害払拭・消費拡大を図る取り組みですので、必ず検査を受けるようにして下さい。

万が一全量全袋検査を受けていない米が流通してしまえば、県全体の信用に関わる問題となり、県産農産物への不安をより一層高めてしまうものとなりますので、保有米・飯米についても必ず全量全袋検査を実施されますようお願いいたします。

なお、今年度の検査場の運営については、下記3のとおりとなりますので、まだ検査を受けていない方におかれましては、お早めに検査を受けるようお願いいたします。

1. 出荷用米・飯米・保有米・縁故米・くず米・端数米等、全ての米において全量全袋検査を実施して下さい。

全量全袋検査を実施し、基準値以下であれば順次出荷・譲渡等ができます。

検査を受けていない米については、出荷・譲渡等はできません。

2. モミ等のままで保管し、検査場閉鎖後に出荷する際には、全量全袋検査が必要となりますので、事前に役場 産業課までご連絡を頂き、検査の日程を調整して下さい。

3. 検査場の閉鎖について

大玉第1検査場（玉井育苗センター倉庫）の土曜・日曜・祝日の検査は11月13日（日）で終了し、その後は平日のみの検査となり、11月18日（金）で閉鎖となります。

大玉第2検査場（大山農産物集荷所）の土曜・日曜・祝日の検査は11月13日（日）までで、11月14日以降は月曜日から金曜日の平日のみの検査体制となり、12月9日（金）をもって、今年度の全量全袋検査は全て終了となりますので、まだ検査を受けていない方につきましては、お早めに検査を受けるようにして下さい。検査を受ける際には、役場 産業課に連絡し、事前に検査日の予約をして下さい。

電話での予約受付も11月13日以降は土曜・日曜・祝日の受付は終了させて頂き、平日のみの受付となります。

平日の予約受付時間は午前8時30分～午後5時までとなります。